

姫監公表第 14 号
令和 4 年 1 1 月 7 日

姫路市監査委員	甲	良	佳	司
同	芝	野		稔
同	井	上	太	良
同	竹	尾	浩	司

住民監査請求（「姫路市連合 P T A 協議会に交付した
補助金の返還」）に係る監査の結果について

令和 4 年 9 月 1 2 日に受付をした地方自治法第 2 4 2 条第 1 項
の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 5 項の規
定に基づき、次のとおり公表します。

第 1 監査の請求

1 請求人

姫路市民 A

2 請求年月日

住民監査請求「姫路市連合 P T A 協議会に交付した補助金の返還について」（以下「本件請求」という。）に係る請求書は、令和 4 年 9 月 1 2 日に受付をした。

3 請求の要旨

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）が姫路市連合 P T A 協議会（以下「P T A 協議会」という。）に交付した姫路市社会教育関係団体補助金（以下「補助金」という。）について、補助金の使途目的以外に流用されている。令和 3 年度の補助金（以下「本件補助金」という。）は P T A 協議会を通して X 地区 P T A 連合会に流れており、P T A 協議会が X 地区 P T A 連合会に支出した 8 万円の使途は X 地区 P T A 連合会の飲食を伴う交流会に充てられ、交流以外の活動にはほとんど使われなかった。

生涯学習課担当職員に対し、P T A 協議会から本件補助金を返還させることを求める。

4 事実を証する書面

- ① 公文書部分公開決定通知書 令和 4 年 3 月 1 4 日
- ② 公文書部分公開決定通知書 令和 4 年 1 月 2 5 日
- ③ 姫路市社会教育関係団体補助金交付要綱
- ④ 生涯学習課が P T A 協議会に宛てた「令和 3 年度 P T A 補助金の様式について」メール文書
- ⑤ 令和元年度 姫路市連合 P T A 協議会 X 地区 P T A 連合会新旧会長会資料
- ⑥ 令和 2 年度 姫路市連合 P T A 協議会 X 地区 P T A 連合会新旧会長会資料
- ⑦ 補助事業実績報告書（平成 3 1 年度）
- ⑧ 令和 2 年度 姫路市連合 P T A 協議会補助金収支決算書（抜粋）
- ⑨ 令和 2 年度 姫路市連合 P T A 協議会事業報告書
- ⑩ 令和 2 年度 領収書綴り（P T A 協議会）
- ⑪ 令和元年度 姫路市連合 P T A 協議会補助金収支決算書（抜粋）
- ⑫ 令和元年度 領収書綴り（P T A 協議会）

- ⑬ 補助金交付申請書（平成31年度）
- ⑭ 平成30年度姫路市連合PTA協議会特別会計繰入金収支表
- ⑮ 上記資料をそれぞれデータ化したQRコード一覧
- ⑯ 令和4年度 姫路市連合PTA協議会 X地区PTA連合会総会資料

5 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和4年9月20日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

生涯学習課がPTA協議会に対し交付した本件補助金のうち地区PTA連合会研修費（以下「地区研修費」という。）としてPTA協議会がX地区PTA連合会に支出した8万円が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、生涯学習課担当職員に対し、本件補助金の返還をPTA協議会に求める措置を講ずべきか否かを監査の対象とした。

なお、請求人は令和元年度及び2年度の事実を証する書面を提出しているが、住民監査請求の対象は令和3年度であることを、陳述会において確認した。

2 監査対象部局

生涯学習課を監査対象部局とした。

3 本件請求に関する書類の提出

(1) 生涯学習課から提出された書類

生涯学習課に対し、本件請求に関連する書類の提出を求めたところ、令和4年9月26日付けで次の書類が提出された。

- ア 令和3年度補助金交付決定及び交付に関する書類
- イ 令和3年度補助金の実績報告に関する書類
- ウ 令和3年度補助金の精算に関する書類
- エ 令和4年度補助金交付決定及び交付に関する書類

(2) PTA協議会から提出された書類

PTA協議会に対し、本件請求に関連する書類の提出を求めたところ、令和4年9月28日付けで次の書類が提出された。

ア 令和3年度補助金のPTA活動に係る研修・学習事業として実績を報告した地区PTA連合会研修費に関する領収書の写し

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年9月29日に証拠の提出及び陳述を行う機会を与えた。

請求人は、当該陳述において、請求の趣旨に係る補足説明を行ったが、追加の証拠書類の提出はなかった。

なお、陳述の要旨は、次のとおりである。

- (1) 今回、住民監査請求をしたのは、X地区PTA連合会の懇親会に出席した者が飲み会だったと言うので、総会資料（令和元年度及び2年度の新旧会長会資料）を取り寄せ確認したところ、懇親会、飲食を伴う会が事業報告として書かれていたからである。
- (2) 生涯学習課に姫路市社会教育団体補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を開示請求して取り寄せた。それを確認したところ、交付要綱に会員の交流には使わないようにと書いてあった。生涯学習課がPTA協議会に交付した本件補助金がX地区PTA連合会に分配されている。コロナ対策のため活動できていないにもかかわらず、返還をしていないため8万円の返還を求める。
- (3) 生涯学習課に対して、令和元年度及び2年度の補助金の交付に当たり生涯学習課がPTA協議会の補助金の用途について監査した資料を開示請求した。生涯学習課はPTA協議会へ56万円交付し、それをPTA協議会は7地区のPTA連合会に8万円ずつ分配している。PTA協議会から地区PTA連合会に8万円の地区研修費を出して、それを受け取った領収書があるだけで、その8万円が何に使われたかが分かる明細のレシートなどを提出した形跡がなかった。末端に分配されたお金の用途を確認していないということが分かった。末端で何に使われたのかを確認することは当然のことであると思う。
- (4) 令和元年度及び2年度の補助金については以前に住民監査請求（令和4年4月20日付けでなされた、令和元年度及び2年度に生涯学習課がPTA協議会に交付した補助金が用途目的以外に使用されているにもかかわらず、適正な審査がなされずに、補助金額をそのまま確定し、返還を求めていることを違法として、補助金の返還を求めることを趣旨とする住民監査請求（以下「前回監査請求」という。）をしたが、請求期間制限（当該行為のあった日から1年を経過したときは住民監査請求をすることができないこと。）に引っ掛かり受理されなかった。内容としては十分監査請求するに値する資料なので、その

資料も今回まとめて状況証拠として提出した。

- (5) 生涯学習課への要望として、これからは地区研修費の使途を監査してもらいたい。

5 監査対象部局の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和4年9月29日に関係職員
の陳述の聴取を行った。

なお、陳述の要旨は、次のとおりである。

- (1) P T A協議会への補助金は交付要綱及び「姫路市社会教育団体補助
金交付要領」（以下「交付要領」という。）に基づいて交付しており、
対象事業は、交付要綱で次に四つの事業が規定されている。

ア 社会教育の振興に必要な研修及び調査研究事業

イ 社会教育の振興に必要な広報事業

ウ 社会教育の振興に資する青少年健全育成事業

エ その他目的を達成するために必要な事業

P T A協議会の補助金の対象事業は、交付要領に次の四つの事業が
規定されている。

① P T A活動に係る研修・学習事業

② P T A活動に係る調査研究事業

③ P T A活動の啓発・普及・奨励を目的とした広報活動

④ 各種研究大会等参加事業

- (2) 補助金の額は、補助対象事業の総額の2分の1以内の額で、かつ予
算の範囲内での補助としている。

- (3) 補助金交付の流れは、P T A協議会からの予算書等を添付した交付
申請書に基づき概算払で支出し、年度末に、決算書等の関係書類を添
付した実績報告により履行確認を行い、精算を行っている。

- (4) 令和3年度当初の補助金額は、補助対象事業として姫路市連合P T
A協議会収支予算書に掲げる「地区P T A連合会研修費」「専門委員
会活動経費」「広報発行関係費」「研修会等参加費」を合算した総額
の2分の1が補助金の予算額を超えたため、予算額を上限として交付
金額を算定した。

- (5) 年度末の履行確認において、姫路市連合P T A協議会収支決算書、
事業報告書及び領収書を確認したところ、補助対象事業費額の2分の
1が、概算払を行った補助金額を上回ったため、本件補助金の返還は
発生しなかった。令和3年度の実績報告を受け、「地区P T A連合会
研修費」は補助対象とはしていない。

- (6) 請求人は、本件補助金のうち地区PTA連合会に支出した地区研修費が使途目的以外に流用されているとし、返還を求めているが、精算に当たり地区研修費を合算しない状態で、補助対象事業費額の2分の1は本件補助金額を上回っており、返還の必要はないと考える。また、本件補助金の交付、精算に係る事務は、交付要綱及び交付要領に基づき適切に行われている。令和3年度の実績報告を受け、地区研修費は補助対象とはしていない。
- (7) 年度末の実績報告の段階において、研修費という名目で7地区のPTA連合会に出されていたものへの領収書の存在は確認したが、領収書の内訳について内容が趣旨に合っているものなのかを、PTA協議会に聴き取りしたところ、その確認ができなかったため対象外とした。

6 監査の実施方法

法第242条第5項の規定に基づく監査は、監査対象部局に対して、関係書類の提出を求め、書類調査を行うとともに、関係職員からの事情聴取を行う方法により実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 関係規則等の定め

本件補助金交付に関係する規則等の定めは、別紙「関係規則等の定め」のとおりである。

ア 姫路市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）

法令その他特別の定めがあるものを除くほか、各種団体又は個人で公益上特に必要と認めるものに対し、市が交付する補助金等の交付手続に関する基本的事項が定められている。

イ 姫路市社会教関係団体補助金交付要綱

交付規則に定めがあるものを除き、社会教育関係団体に対し交付することに関し、必要な事項（補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助金の額等）を定めている。

ウ 姫路市社会教育関係団体補助金交付要領

補助金の交付の対象となる事業の詳細について、社会教育団体ごとに必要な事項を定めている。

(2) PTA協議会について

ア 目的

PTA協議会の目的は、各学校単位のPTA（以下「単位PT

A」という。)相互の連携を図るとともに、教育の振興に協力寄与し、児童生徒の健全な育成を推進することとされている。

イ 組織

P T A協議会は、姫路市立小学校、中学校、特別支援学校及び義務教育学校の単位P T A 1 0 1校（令和4年6月1日現在）で構成されている。

P T A協議会は市内を7地区に区分し、各地区にP T A連合会を置き、地区P T A連合会はそれぞれ地区に所在する単位P T Aで構成されている。

P T A協議会の会員は単位P T Aに所属し、P T A協議会の趣旨に賛同して会費を納めるものとされ、P T A協議会の経費は会費、補助金その他をもって充てるとされている。

ウ 事務局

P T A協議会の事務局は生涯学習課に置かれ、事務局の事務員はP T A協議会が雇用している。

(3) 補助金の交付について

ア 補助金交付申請、交付決定

本件補助金の交付に関する決裁書類について調査を行った。

(イ) 生涯学習課は、令和3年4月15日にP T A協議会宛てに本件補助金の申請に関する案内のメールを送付した。

(ロ) P T A協議会はそのメールを受け、令和3年4月下旬に交付規則第4条の規定に基づき、令和3年4月1日付けで生涯学習課に補助金等交付申請書及び添付書類（令和3年度収支予算書、令和3年度事業計画書、令和2年度事業報告書、令和2年度決算書、規約）を提出した。

補助金等交付申請書に補助事業の内容として、「研修会（P T C A活動事業・広報機関紙作成研修会）、研修会（兵庫県・近畿・日本）の参加、専門委員会（総務・広報企画・教育研修・健全育成）の開催、広報誌「子らとともに」112号・113号発行かわら版を2回発行」と記載していた。

添付書類の令和3年度収支予算書の中には、事業費の予算額として地区P T A研修費56万円、専門委員会活動費85万円、広報発行関係費175万円、研修会等参加費100万円を計上していた。

(ハ) 生涯学習課は、交付規則第5条の規定に基づき審査を行い、本件請求に係る地区P T Aへ令和3年4月1日付けで本件補助金額115万4,000円とする交付決定をした。あわせて、本

件補助金の交付時期について、事業運営に支障が出ないように、交付規則第11条ただし書を適用し、事業完了前に本件補助金全額を概算払で交付することを決定し、補助金等交付決定書をPTA協議会へ通知した。

交付決定に係る決裁の添付文書「姫路市社会教育関係団体補助金について」（抜粋）は、次のとおりである。

4 今年度補助金交付額（補助金対象事業予算額）

事業費

・PTA活動に係る研修・学習事業（地区PTA連合会研修費）	560,000円
・PTA活動に係る調査研究事業（専門委員会活動経費）	850,000円
・PTA活動の啓発・普及・奨励を目的とした広報活動（広報発行関係費）	1,750,000円
・各種研究大会等参加事業（研修会等参加費）	1,000,000円
事業総額	4,160,000円
補助金額	$4,160,000円 \times 1/2 = 2,080,000円$

→予算額を超過するため、要綱上は上限額（1,335,000円）交付可能

ただし、令和3年度はPTAコース事業費分（181,000円）を含んだ予算であるため、当該事業費分を除外した1,154,000円を交付するものとする。

※事業費のうち、以下のものは除外

- ・「表彰式典費」は、支給対象要件（交付要領記載事業）に合致しないため除外
- ・「委託事業費」は、県委託事業のため除外

- (エ) PTA協議会は、補助金等交付決定書を受領後、交付規則第11条第2項の規定に基づき令和3年6月24日付けで補助金等交付請求書を生涯学習課へ提出した。
- (オ) 生涯学習課は、同日付けで支出命令を行い、令和3年7月9日にPTA協議会に対して概算払で本件補助金115万4,000円を支出した。
- (カ) PTA協議会は、令和3年8月6日に7地区のPTA連合会宛てに地区研修費として8万円をそれぞれ支出した。支出時に口頭で交付要綱及び交付要領に沿った補助金の使途目的を説明したが、研修事業の実績報告や研修事業に要した費用の領収書の提出は求めなかった。

イ 実績報告、精算手続

本件補助金の実績に関する決裁書類について調査を行った。

- (7) P T A協議会は、交付規則第12条の規定に基づき、令和4年4月下旬に令和4年3月31日付けで生涯学習課に補助事業実績報告書及びその添付書類(令和3年度姫路市連合P T A協議会補助金収支決算書(抜粋)、令和3年度姫路市連合P T A協議会収支決算書、令和3年度姫路市連合P T A協議会特別会計繰入金収支表、令和3年度姫路市連合P T A協議会事業報告書、事業費に係る領収書(写し))を提出した。事業費に係る領収書の写しには、地区研修費56万円に関するものも含まれていた。当該領収書の内容は、P T A協議会を宛先とし、地区研修費として7地区のP T A連合会がそれぞれ8万円を令和3年8月6日に領収したというものであった。
- (イ) 生涯学習課は、補助事業実績報告書の提出を受け、確認を行うに当たり、前回監査請求が地区研修費に関するものであったことから、地区研修費の領収書の内訳についてP T A協議会に聴き取りを行ったところ、内容が趣旨に合っているものなのか確認ができなかったため、56万円全額を対象外とし、地区研修費に関する領収書の写しを返却した。

P T A協議会の令和3年度連合P T A協議会収支決算書には、対象事業費「地区P T A連合会研修費」支出済額「560,000」となっているが、令和3年度連合P T A協議会補助金収支決算書(抜粋)では、「地区P T A連合会研修費」の決算額は「0」となっている。

令和3年度姫路市連合P T A協議会収支決算書の一部抜粋及び令和3年度姫路市連合P T A協議会補助金収支決算書(抜粋)は、次のとおりである。

- 令和3年度姫路市連合P T A協議会収支決算書の一部抜粋

【収入の部】

(単位：円)

款	項	予算額	収入済額	差引額	説明
会費	会費	5,294,600	5,335,080	40,480	(120円×42,759名) + (2000円×102校) = 5,335,080
補助金	補助金	1,154,000	1,154,000	0	姫路市
繰越金	繰越金	3,753,991	3,753,991	0	前年度からの繰越金

【支出の部】

款	項	予算額	支出済額	差引額	説明
事業費	地区PTA連合会研修費	560,000	560,000	0	7地区×80,000
	専門委員会活動経費	850,000	2,708,156	1,858,156	会議室使用費 委員会活動費等
	広報発行関係費	1,750,000	1,895,586	145,586	子らとともに 印刷代、講師謝金他
	研修会等参加費	1,000,000	365,060	△634,940	県P・近畿P・日P大会参加費等

・令和3年度姫路市連合PTA協議会補助金収支決算書（抜粋）

【収入の部】

款	項	決算額	説明
補助金	補助金	1,154,000	市からの補助金

【支出の部】

款	項	決算額	説明
事業費	地区PTA連合会研修費	0	
	専門委員会活動経費	2,679,295	委員会活動費他
	広報発行関係費	1,895,586	子らとともに112号・113号かわら版印刷代 かがやキッズ号外印刷代
	研修会等参加費	345,060	日P・近P・県P大会参加費 他
計		4,919,941	

(ウ) 生涯学習課は令和4年3月31日付けで補助事業の履行確認を行い、補助事業の決算額が491万9,941円で、決算額の2分の1(245万9,970円)が概算払額(115万4,000円)を超えていることから、本件補助金の返還は必要ないとし補助事業の完了を認定した。

(エ) 令和4年5月16日付けで本件補助金の交付額を115万4,000円と確定し、精算額0円とする精算手続を行った。

(オ) 結果的に、PTA協議会が地区研修費としてX地区PTA連合会に支出した8万円には、本件補助金は含まれていなかった。

本件補助金における履行確認決裁の添付文書の抜粋は、次のと

おりである。

・補助金における履行確認について

3 履行確認	
○概算払額：¥1,154,000	
○決算額	
事業費	
・PTA活動に係る研修・学習事業	0円
・PTA活動に係る調査研究事業	2,679,295円
・PTA活動の啓発・普及・奨励を目的とした広報活動	1,895,586円
・各種研究大会等参加事業	345,060円
計	4,919,941円
合計	4,919,941円×1/2=2,459,970円

決算額の1/2が概算払額を超えているため、補助金返還の必要はないものとする。

ウ 地区研修費に係る事業の実施状況

- (イ) PTA協議会に対し地区研修費に係る事業の実施状況について確認したところ、一部の地区PTA連合会で研修事業を実施したとのことであったが、その研修事業に要した費用の領収書等の保管はされていなかった。また、いずれの地区PTA連合会も地区研修費の未使用分についてPTA協議会へ返還を行っていなかった。
- (ロ) X地区PTA連合会の地区研修費に係る事業の実施状況について確認したところ、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施した事業は次の表のとおりであり、研修事業は確認できなかった。

月 日	事業名称	場 所	内 容
令和3年6月11日(水)	新旧引き継ぎ	ファミリーレストラン	連合PTA活動内容引き継ぎ 出席4名
令和3年7月2日(金)	新旧会長会	ライン上	コロナウイルスのためライン上で各校報告会
令和3年8月	第1回会長会	書面決議	令和3年度事業計画案・予算計画案について全員一致で可決
令和3年7月17日(土)	広報企画委員会	ライン上	広報誌に掲載する記事の依頼※地域トピックス・かがやキッズ
令和3年11月26日(金)	広報企画委員会	ライン上	広報誌に掲載する記事の依頼※地域トピックス・かがやキッズ

2 判断

本件請求は、生涯学習課がPTA協議会に対し交付した本件補助金のうち、PTA協議会がX地区PTA連合会に支出した地区研修費が、用途目的以外に使用されており、違法又は不当な公金の支出に当たるとして、生涯学習課担当職員に対し、PTA協議会に本件補助金を返還させることを求めた事案である。

請求人が用途目的以外に使用されているとする地区研修費について、本件補助金の交付決定においては、PTA活動に係る研修・学習事業の対象として補助金算定の基礎に含まれていたが、実績報告及び精算手続においては、地区研修費に要した費用56万円全額が、支出内容が事業の趣旨に合致しないとして、補助金額確定に係る算定の基礎から除外されていることを認めた。

令和3年度地区研修費については、当初は財源の一部を補助金とすることを予定していたが、結果的に、PTA協議会独自の財源により支出されたものであり、令和3年度地区研修費に本件補助金は含まれていないため、本件補助金の支出に交付規則等に反する部分は認められず、違法又は不当な公金の支出であるとは認定できない。

なお、請求人は、生涯学習課に対してPTA協議会本部が7地区のPTA連合会に支出した地区研修費について、用途に関する監査、未使用の場合の返金や次年度の不交付を求めているが、地区研修費の支出は、PTA協議会の組織内の資金移動的な性格のものであり、生涯学習課の関与によるものではなく、PTA協議会の自主的な判断、運用によるべきものとする。

第4 結論

以上のとおり、本件補助金の支出について、請求人の主張には理由がないと判断し、棄却する。

第5 意見

今回の監査において、生涯学習課の補助金実績報告の審査については、PTA協議会が各地区PTA連合会に支出した地区研修費は、受領した領収書は提出されていたが、各地区PTA連合会で行われた研修内容は聴き取りのみで確認し、書面は提出されておらず、審査が不明瞭であった。これについて意見を付すものである。

生涯学習課は、PTA協議会に対して補助金の対象経費は交付要綱や交付要領のとおりであると説明している。現行の交付要綱等では、対象事業は定められているが、具体的な経費は定められていない。今後、交

付要綱等に対象経費、対象外経費を具体的に明記し、生涯学習課は交付時から補助対象事業の経費、条件についてPTA協議会本部にだけでなく各地区PTA連合会にも周知させることが必要である。また、事業完了時には、対象事業について補助効果を確認するため、補助対象事業に要した費用の領収書だけでなく、事業内容を報告させる実績報告書（実施日、参加者、研修内容など）も求めるべきである。

生涯学習課がPTA協議会の活動をサポートし、また、補助金が積極的に活用されるよう補助対象経費の見直しや補助金事務の軽減に努めることを要望する。

【関係規則等の定め】

1 姫路市補助金等交付規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、各種団体又は個人で公益上特に必要と認めるものに対し、市が交付する補助金等の交付手続に関する基本的事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金・交付金・利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 申請人 補助金等の交付の申請をしようとする者をいう。
- (4) 補助事業者 補助金等の交付の決定を受け、補助事業を行うものをいう。

（補助金等の交付基準）

第3条 補助金等は、予算の範囲内において、補助事業を行う者に対し、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

（交付の申請）

第4条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等にあつては、添付書類の一部を省略することができるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書及び前年度決算書
- (3) 工事の施工にあつては実施設計書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助金等を交付するかどうかを決定するものとする。

2 前項の規定により補助金等の交付の可否を決定したときは、市長は、速やかにその旨を補助金等交付可否決定書（様式第2号）により申請人に通知する。

（交付の条件等）

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目

的を達成するために必要があると認めるときは条件を付し、又は指示をすることができる。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件若しくは指示に従い善良な管理者の注意義務をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、市長の定める期日又は随時の要求に応じ、補助事業の遂行の状況を市長に報告しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の計画を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく様式第3号の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。

(補助金等の請求)

第11条 補助金等は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等交付決定書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときには、完了後10日以内に、補助事業実績報告書(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業により取得した次に掲げる財産を市長の文書による承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担

保に供したとき。(補助事業者が、補助金等の全部に相当する金額を市に返納した場合を除く。)

ア 不動産及びその従物

イ 機械及び重要な器具で市長が指定するもの

ウ その他補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認め市長が指定するもの

(4) 前3号のほか、補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金等の返還)

第14条 市長は、第9条第2項及び前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、既に補助金等が交付されているときは、速やかに補助事業者に対し補助金等返還命令書(様式第7号)により、当該取消しに係る部分又は変更による減額部分について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 姫路市社会教育関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育関係団体(以下「団体」という。)の健全な育成を図り、社会教育の振興に資するため、団体に対し補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 姫路市連合PTA協議会
- (2) 姫路市立幼稚園連合PTA協議会
- (3) 姫路市立高等学校PTA連合協議会
- (4) 姫路市子ども会連合会
- (5) 姫路スカウト連合会
- (6) 姫路市児童合唱団

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 社会教育の振興に必要な研修及び調査研究事業
- (2) 社会教育の振興に必要な広報事業
- (3) 社会教育の振興に資する青少年健全育成事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は前条各号に掲げる事業を実施するために要する経費とし、会員同士の親睦及び交流に係る経費は対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金の対象となる経費の2分の1以内の額とし、かつ、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請手続等)

第6条 この要綱によるもののほか補助金の交付申請手続等は、姫路市補助金等交付規則(昭和43年姫路市規則第60号)によるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

3 姫路市社会教育関係団体補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、姫路市社会教育関係団体補助金交付要綱(平成21年12月14日制定)第7条に基づき、同要綱第3条に掲げる補助金の交付の対象となる事業の詳細について、社会教育関係団体ごとに必要な事項を定めるものとする。

(PTA協議会補助対象事業)

第2条 姫路市連合PTA協議会、姫路市立幼稚園連合PTA協議会及び姫路市立高等学校PTA連合会の補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) PTA活動に係る研修・学習事業
- (2) PTA活動に係る調査研究事業
- (3) PTA活動の啓発・普及・奨励を目的とした広報活動
- (4) 各種研究大会等参加事業

(姫路市子ども会連合会補助対象事業)

第3条 姫路市子ども会連合会の補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 野外活動等の体験活動事業
- (2) 球技大会、将棋大会、オセロ大会等の交流促進事業

- (3) 青少年健全育成を推進する指導者養成事業
- (4) 各校区子ども会が行う体験活動事業、交流促進事業及び指導者養成事業に対する補助事業

(姫路市スカウト連合会補助対象事業)

第4条 姫路市スカウト連合会の補助金の交付の対象となる事業は、姫路市スカウト連合会所属の各団が実施する事業とし、次に掲げる事業とする。

- (1) 野外活動等の体験活動事業
- (2) 地域奉仕活動等の交流促進事業
- (3) 青少年健全育成を推進する指導者養成事業
- (4) 各隊が行う体験活動事業、交流促進事業及び指導者養成事業に対する補助事業

(姫路市児童合唱団補助対象事業)

第5条 姫路市児童合唱団の補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 定期演奏会の開催事業
- (2) 各種大会等参加事業
- (3) 指導者養成事業
- (4) その他教育委員会が必要と認める事業

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。